

第3次横手市環境基本計画

人と自然にやさしい田園都市
よこて



横手市
令和8年3月



第3次横手市環境基本計画

目次

第1章	総則	
1-1	はじめに	1
1-2	国内外を取り巻く動向	2
1-3	計画の範囲と期間	3
1-4	対象地域	4
第2章	横手市の環境の現状	
2-1	自然環境と生物多様性の概要	5
2-2	生活環境の状況	6
2-3	廃棄物発生・資源循環の動向	6
2-4	気候変動の影響と対策	7
2-5	市民・事業者の環境意識と取り組み	7
第3章	計画の目指すもの	
3-1	環境保全の基本目標	8
3-2	環境目標の設定	9
第4章	環境目標と施策	
4-1	基本目標Ⅰ.水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち	10
4-2	基本目標Ⅱ.限りある資源とエネルギーを循環させ、 地球環境にやさしいまち	15
4-3	基本目標Ⅲ.安心して快適に生活でき、良好な環境が広 がるまち	19
4-4	基本目標Ⅳ.みんなでつくる人と環境にやさしいまち	21
第5章	計画の推進体制	
5-1	市の役割と責任	22
5-2	市民・事業者との協働	22
5-3	情報共有と環境教育	22
第6章	計画の評価と見直し	
6-1	モニタリング体制と指標	23
6-2	評価プロセス	23
6-3	計画の見直しと改定	23
第7章	豊かな環境を次世代に	24
資料編		
1	横手市環境保全条例	
2	用語集	

第1章 総則

1-1 はじめに

本市では、2005（平成17）年10月に「横手市環境保全条例」を制定し、2006（平成18）年に「横手市環境基本計画」を策定しました。2016（平成28）年には、「人と自然にやさしい田園都市よこて」を望ましい環境像とした「第2次横手市環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきました。

SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効等、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラル宣言や気候変動への適応、食品ロスやプラスチックごみへの対応等、環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。さらに少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の劇的な変化など社会的状況も大きく変わってきています。

このような背景を踏まえ、前計画の計画期間が2025（令和7）年度で終了することから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第3次横手市環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・市の協働により、環境の保全、回復及び創出に資する取り組みを充実させ、推進していきます。

横手市環境保全条例第3条（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人の活動が調和した環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

1-2 国内外を取り巻く動向

前計画策定から市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県等の政策は大きく変化しています。

【国際的な動向】

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて、2030（令和 12）年までの国際開発目標として、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals:以下「SDGs」と表記します。）が掲げられました。

2015（平成 27）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが示され、世界では温室効果ガスの排出量削減に向けた動きが加速しています。

2022（令和 4）年にカナダ・モントリオールで開かれた生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された 2030（令和 12）年までの新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」には、2030（令和 12）年までに地球の陸域と海域の 30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30 目標」をはじめとする 23 のターゲット（行動目標）が示されています。

また、資源・エネルギーや食料需要増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

【国の動向】

国においては、2018（平成 30）年 4 月に「第 5 次環境基本計画」が閣議決定され、同年 6 月には気候変動の影響による被害の回避・適応策を規定した「気候変動対応法」が制定されました。また、2020（令和 2）年には「2050 カーボンニュートラル」を宣言し、目標実現に向けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や地球温暖化対策計画の改訂が行われました。

2019（令和元）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が、2022（令和 4）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）が施行され、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの使用削減の取り組みが広がっています。

2023（令和 5）年に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」においては、生物多様性の損失と気候危機の「2 つの危機」への統合的対応と自然再興の実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、その実現のための 5 つの基本戦略と「30 by 30 目標」を提示しています。

【県の動向】

県においては、2018（平成 30）年に県政運営方針として「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」が策定され、全国のすう勢を上回るペースで進む人口減少、少子

高齢化などの課題を克服し、実効性あるプランを推進することで、「時代の変化を捉え力強く未来を切り開く秋田」を創り上げていくことを目指しています。

環境施策においても、人口減少、少子高齢化などの課題を踏まえ、環境・社会・経済の課題と相互に関連し複雑化する環境問題への対応が必要となっています。

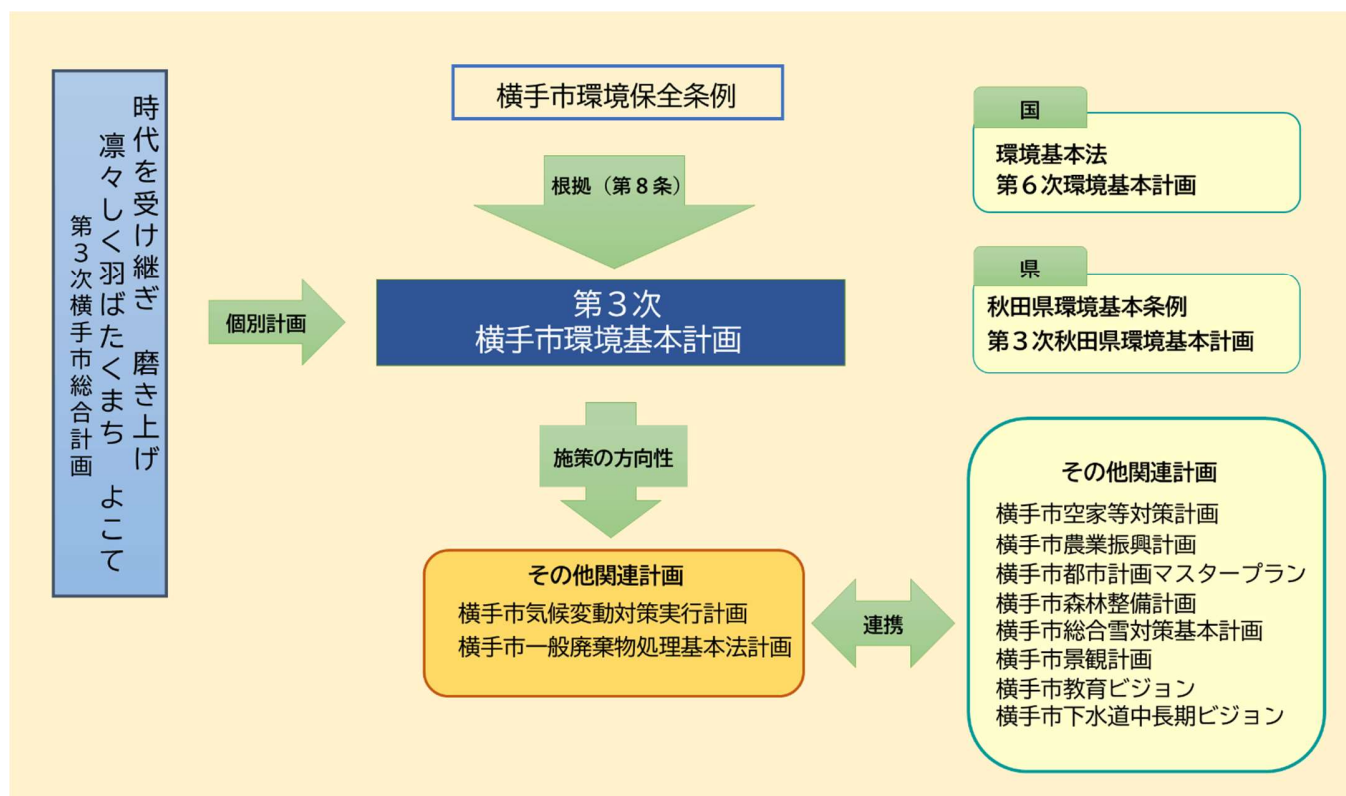
【市の状況】

本市においては、2016（平成28）年に策定した「第2次横手市総合計画」に基づき環境保全や循環型社会を実現するためのまちづくりに取り組んできたところであり、2026（令和8）年策定の新たな「第3次横手市総合計画」に引き継がれました。

1-3 計画の範囲と期間

本計画の地理的な範囲は、横手市全域とします。計画の期間は、10年間とし、社会情勢や上位計画の改定などを考慮して、中間年での見直しを行うこととします。

計画が対象とする環境分野は多岐にわたり、自然環境の保全、循環型社会の形成、気候変動化対策、生活環境の保全などが含まれます。さらに、これらの基盤となる環境教育や情報提供といった共通基盤に関する事項も計画の範囲に含まれます。

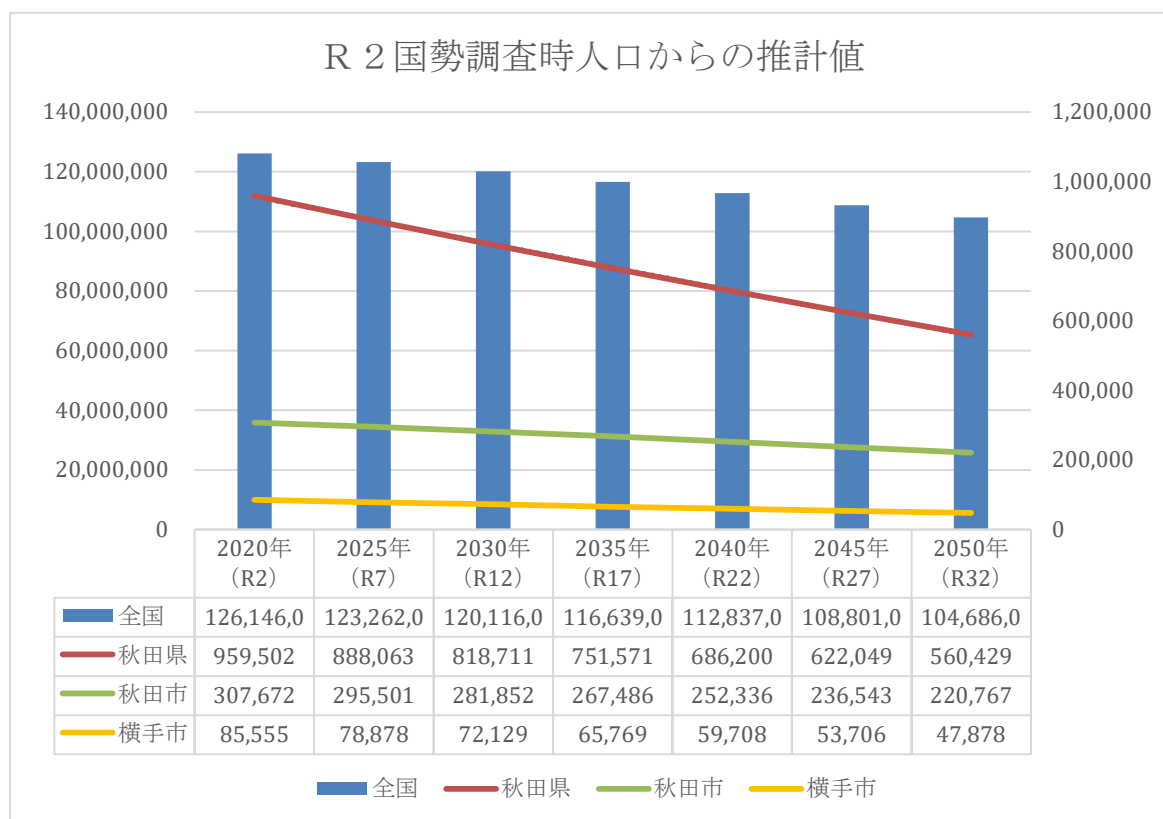


1-4 対象地域

当市は、秋田県の南東部に位置し、豊かな自然に囲まれた地域であり、森林や農地、河川などの多様な環境要素を有しています。特に、奥羽山脈に水源を発する成瀬川、皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が還流し、水田を主体とする肥沃な耕地が形成されています。また、広大な森林は、市民の生活や産業を支える重要な基盤となっています。

一方で、冬季の積雪や、中山間地域における過疎化、少子高齢化といった地域特性も考慮に入れる必要があります。

<人口の推移>



第2章 横手市の環境の現状

2-1 自然環境と生物多様性の概要

横手市は、多様な自然環境を有しており、広大な森林、肥沃な農地、そして清らかな河川が織りなす豊かな生態系が特徴です。生物多様性の保全は、持続可能な社会の実現において重要な要素であり、貴重な動植物の生息環境を守り、生態系のバランスを維持していく必要があります。促進区域内には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しないことも考慮し、地域に特化した保全戦略が求められます。これまでの自然環境保全の取り組みや現状を把握し、課題を明確にすることが、今後の対策を検討する上で重要となります。



環境省:「考えてください生物多様性」出典

2-2 生活環境の状況

2-2-1 大気質

「秋田県大気環境情報」（リアルタイム）によると当市の大気汚染物質は、概ね良好な状態が維持されています。しかしながら、工場や事業場といった固定発生源からの汚染物質の排出や、冬季間における暖房の使用、自動車の排気ガスなどが大気質に影響を与える可能性も考慮する必要があります。また、野焼きやもみ殻焼きといった行為に関する相談も寄せられており、継続的な監視と発生源対策、そして市民への啓発活動が重要となります。

2-2-2 水質

横手市内を流れる雄物川、横手川などの主要な河川では、市による水質調査が実施されており、BOD（生物化学的酸素要求量）などの指標において環境基準を達成し、良好な状態を維持しています。しかし、生活排水や農業排水などが水質に影響を与える可能性も否定できないため、継続的な監視と適切な対策が必要です。また、水銀廃棄物の処理対策として、市では回収を実施しています。

2-2-3 土壌質

土壌は、農業生産の基盤であるとともに、生態系を支える重要な要素です。横手市における土壌質の現状については、農地の保全や、有害物質による汚染の防止などが重要な課題となります。特に、農業が盛んな地域であるため、農薬や化学肥料の適切な使用、連作障害の防止といった対策が求められます。

2-2-4 騒音・振動

騒音や振動は、市民の生活環境に影響を与える要因となります。具体的な状況は不明ですが、交通量の多い道路沿いや、工場、建設現場などが発生源となる可能性があります。住宅地に近い事業場からの夜間の騒音なども問題となる場合があり、状況の把握と適切な対策が必要です。

2-2-5 廃棄物管理

横手市における廃棄物の現状は、家庭系ごみや事業系ごみの排出量、リサイクル率、最終処分場の状況などが重要な指標となります。「クリーンプラザよこて」がごみ処理の基盤施設となっており、その適切な運営が求められます。また、「プラスチックに係る資源循環促進法」に基づく新たなペットボトル等処理施設の建設、し尿処理施設の更新も計画されています。循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化や資源化の推進、不法投棄や野焼きといった不適正処理の防止が重要な課題です。

2-3 廃棄物発生・資源循環の動向

廃棄物の発生量や資源循環の状況を把握することは、循環型社会の形成に向けた取り組みを進める上で不可欠です。過去のデータと比較することで、ごみの減量化やリサイクルの進捗状況を評価し、今後の対策を検討することができます。横手市においても、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの排出量の推移や、資源ごみの回収量、リサイクル率

などのデータを分析し、課題を明確にする必要があります。

2-4 気候変動の影響と対策

地球温暖化は、気温上昇、降水量の変化、異常気象の頻発など、様々な形で地域環境に影響を与えます。横手市においても、農業への影響や自然災害のリスク増大などが懸念されます。そのため、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組み（緩和策）と、既に起こりつつある気候変動の影響に対応するための対策（適応策）の両面から取り組む必要があります。「横手市気候変動対策実行計画」に基づき、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林による二酸化炭素吸収量の確保などが重要な対策となります。

温室効果ガス吸収量は、森林吸収源対策が行われている地域森林計画対象民有林による吸収量と都市緑化の推進による吸収量を合計した値です。以下の方法で算定しています。

・森林吸収源対策が行われている地域森林計画対象民有林による吸収量は、基準年度以降の対策実施面積のみを用いて次の式で算定を行います。

$$R = A \times B$$

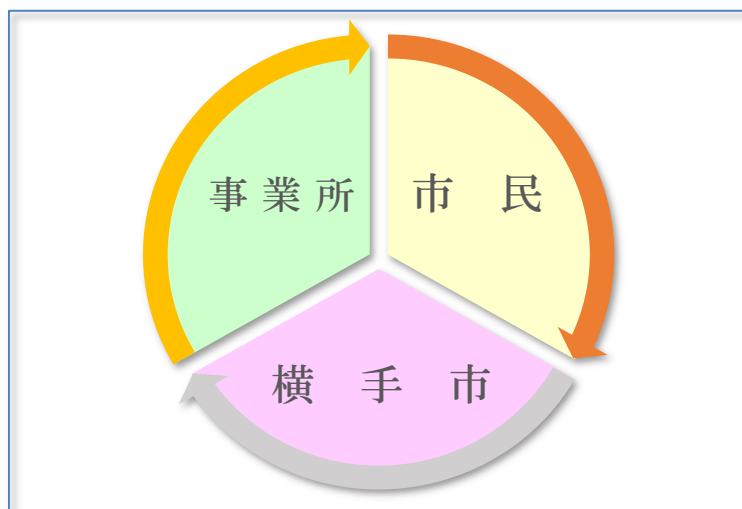
R：吸収量（森林経営活動に伴うCO₂吸収量[t-CO₂/年]）

A：面積（森林経営活動に伴う面積[h a]）

B：吸収係数（森林経営活動を実施した場合の吸収係数[t-CO₂/本 h a/年]）

2-5 市民・事業者の環境意識と取り組み

市民や事業者の環境意識の向上と、主体的な環境保全活動への参加は、環境基本計画の目標達成に不可欠です。「横手市環境美化推進員」や「エコライフ協力事業所等認定制度」などの既存の取り組みを強化するとともに、市民や事業者がより積極的に環境保全活動に参加できるような仕組みづくりが求められます。市民の環境意識や行動に関する調査を実施するなど、効果的な施策を検討する必要があります。



第3章 計画の目指すもの

3-1 環境保全の基本目標

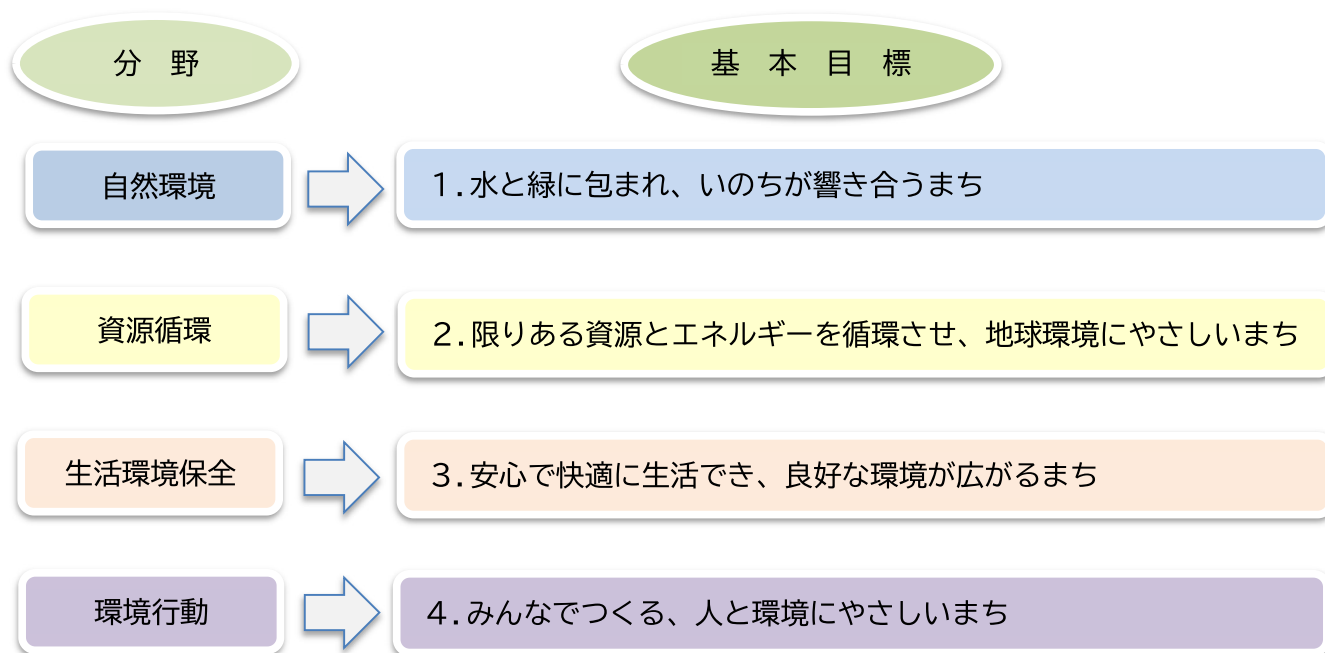
第3次横手市総合計画において環境分野の基本目標として「自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり」と定められ、この目標達成のための政策として「自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます」と定められました。

本計画の対象範囲は、自然環境、資源循環、生活環境保全、環境行動としています。

環境保全に共通して重要となる環境教育、環境学習を推進することで第3次横手市総合計画における環境基本目標と政策の実現を図ります。

望ましい環境像の実現を支えるための4つの柱として、基本目標1「水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち」、基本目標2「限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境にやさしいまち」、基本目標3「安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち」、基本目標4「みんなでつくる、人と環境にやさしいまち」を設定します。

分野と基本目的の関係



3-2 環境目標の設定

長期ビジョンを実現するための施策を設定します。

基本目標と施策の関係

基本目標		施 策
1. 水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち	➡	【1】 森林の保全と活用 【2】 農地の保全と活用 【3】 河川の水質保全と活用 【4】 生物多様性の保全
2. 限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境にやさしいまち	➡	【1】 ごみの適正な処理の推進 【2】 温室効果ガス排出量の削減 【3】 気候変動対応策の推進 【4】 再生可能エネルギーの利用促進
3. 安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち	➡	【1】 地域の特性を活かした景観形成 【2】 安全・安心な生活環境の保全 【3】 快適な都市環境の保全
4. みんなでつくる、人と環境にやさしいまち	➡	【1】 環境教育・環境学習の推進 【2】 協働による環境保全活動の推進

市民、事業者、行政が連携し、環境保全活動を推進する社会を目指します。
これらの基本目標は、長期ビジョンを達成するための道標となり、具体的な施策展開の方向性を示すものです。

第4章 環境目標と施策

4-1 基本目標Ⅰ. 水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち

4-1-1 現状と課題

森林は、国土保全、生物多様性の保全、水源かん養、保健休養の場の提供といった、公益性の高い多面的な機能を有しています。これらの機能を将来にわたり維持・発揮させるためには、適確な管理が求められています。しかし、高齢化や過疎化、国産木材の価格の低迷等により、間伐や除伐等の適切な管理が困難な現状となっており、多面的機能を維持していくための大きな課題となっています。

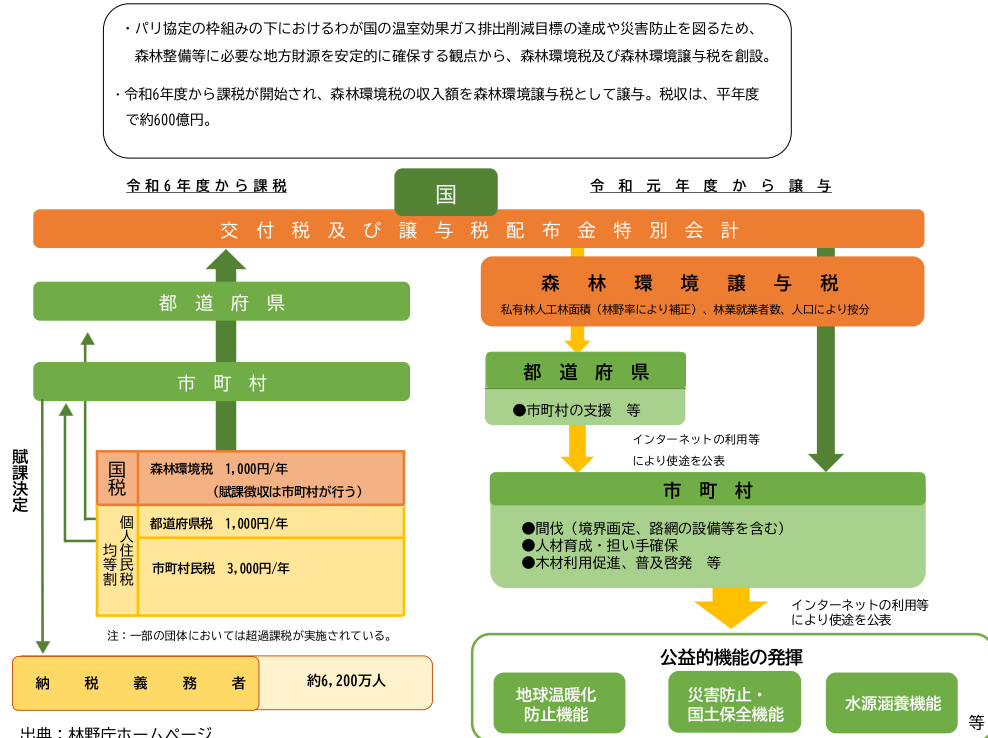
このような状況に加え、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要性が生じ、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

農地は、農業生産の場であるだけでなく、広々とした空間と美しいみどりの景観機能、多様な生物が生息できる環境機能など、多面的な機能を有しています。しかし、都市化の進展、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄などから、特に山間部において耕作地の減少が続いています。地域の環境を保全し、うるおいのある市民生活を実現するために地域特性に応じた農地の保全と活用が必要です。

水の保全については、生活排水を適切に処理するため、地域の実情に応じた効率的な排水処理事業を推進するとともに、既整備地区の水洗化率を向上することにより公共用水域の水質保全を図ります。

また、市内には廃止された鉱山がありますが、その鉱山跡地から今なお鉱毒水が発生しています。この鉱毒水を適正に処理し、重金属による河川の汚染を防止しなければなりません。

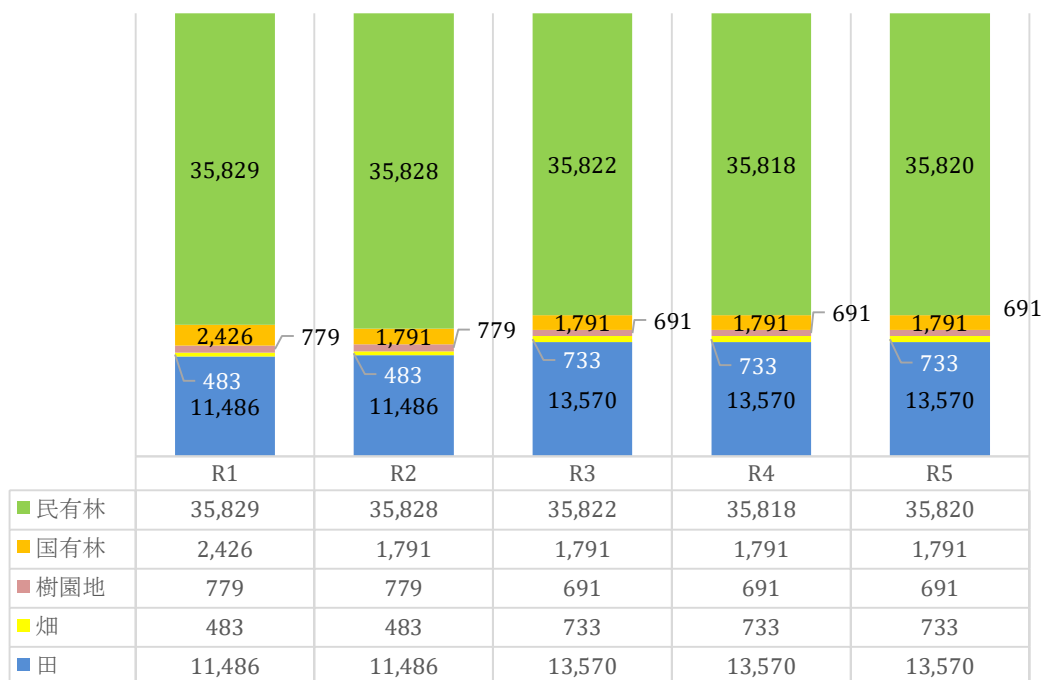
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計



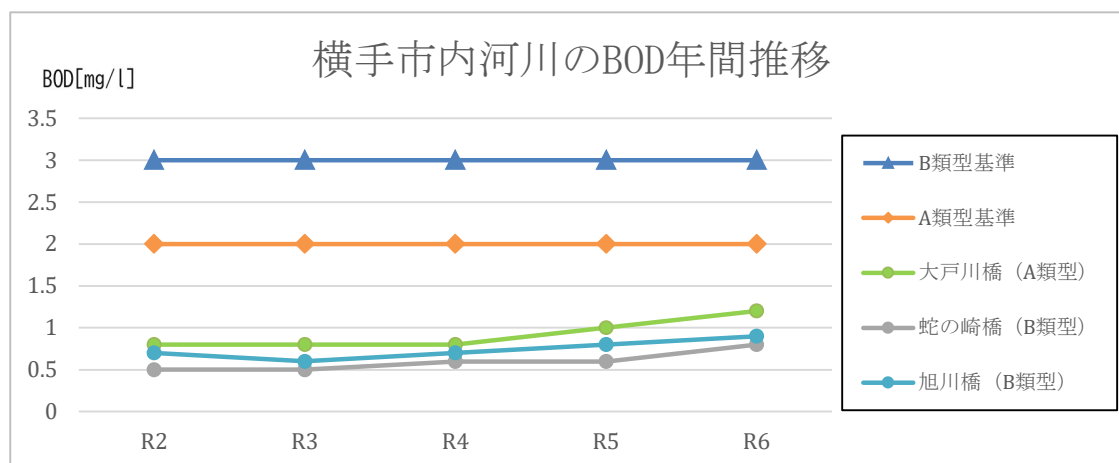
出典：林野庁ホームページ
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

横手市土地利用面積

単位：ha



資料「秋田県林業統計」



休廃止鉱山（吉乃鉱山）における坑廃水処理の状況（令和6年度）

単位：mg/l

項目	pH	銅	鉛	亜鉛	カドミウム
目標（排水基準）	5.8～8.6	3.00	0.10	2.00	0.03
原水	3.8～4.0	1.96～3.05	0.42～0.88	3.98～6.45	0.0245～0.0426
中和処理水	7.3～8.6	0.01～0.05	0.005～0.009	0.01～0.97	0.0003～0.0094
成瀬川流入点	6.7～7.7	0.01～0.26	0.005～0.016	0.04～0.52	0.0003～0.0030

※上記水質検査は、3地点を毎月1回（計12回）測定

地域名	所在地	面積	主な保全対象
保呂羽山	横手市大森町八沢木字保呂羽山	10.5 (10.5)	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
外山	横手市山内大松川字外山・字外山水上	17.2	ブナ-ユキツバキ群落
金峰山	横手市平鹿町醍醐字獄平地獄沢	21.93 (3.97)	ブナ-ユキツバキ群落
安本	横手安本字北野添	5.0	淡水魚類、貝類（平成28年4月22日指定）

※（ ） 特別地区面積

4-1-2 目指す姿

森林や農地が適正に管理されることにより、環境保全上重要な水源かん養などの機能が十分に発揮され、身近な自然とのふれあいが、市民に潤いや安らぎをもたらしています。また、雄物川や横手川、成瀬川などの市内を流れる河川の水質や地下水が保全され、清らかな流れと水辺の景観が市民のいこいの場として活用されています。

さらに、秋田県の自然環境保全地域の指定されている山や水域が保全されており、外来種や乱獲などによる生態系への影響が抑えられ、貴重な生物が保護されています。

4-1-3 具体的な施策

- 森林を育てる：間伐や植林などを推進し、健全な森林を育成します。
- 森林を守る：森林の違法伐採や開発を監視し、森林の保全を図ります。
- 森林を活かす：森林の多面的な機能（水源かん養、二酸化炭素吸収など）を活かすとともに、木材の利用を促進します。
- 農地保全：担い手への農地集積と農地・農業用水路・農道等の地域資源の保全活動を推進し、農地の適切な保管理を図ります。
- 農業と触れ合う：市民農園などの農業に触れることができる場所や機会を提供します。
- 監視体制の充実：自然環境の変化を継続的に監視する体制を強化します。
- 発生源対策の推進：河川や湖沼への汚染物質の流入を防ぐための対策を推進します。
- 発生源対策の推進：河川や湖沼への汚染物質の流入を防ぐための対策を推進します。
- 水資源の保全：水源涵養林の保全や節水意識の啓発などにより、水資源の持続的な利用を図ります。
- 啓発活動：生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の取り組み状況の発言・啓発活動の実施

4-1-4 成果指標

- 森林面積の維持または増加
- 主要河川の水質環境基準達成率の維持

成果指標	現状値 (R5)	目標値
自然・歴史的環境の保全と活用に対する市民満足度	65.3 点	70.5 点

(指標のねらい) 自然環境を保全する施策により、市民満足度が向上します。

成果指標	現状値 (R5)	目標値
担い手への農地集積率	84.9%	90.0%
ほ場整備率	97.8%	100%

(指標のねらい) 担い手への農地を集積することにより水田のフル活用が進みます。

成果指標	現状値 (R5)	目標値
市内河川3地点のBOD環境基準の達成率	100%	100%
水洗化率	84.5%	88.0%

(指標のねらい) 公共下水道等への接続促進や浄化槽の設置促進により、BODの環境基準を維持することで、きれいな河川の水質を保全します。

4-1-5 関連計画

- 横手市森林整備計画
- 森林経営計画
- 農業振興地域整備計画
- 下水道中長期ビジョン

4-1-6 主要事業

- 市民参加型の植樹活動の実施
- 良好な河川の環境保持
- 外来種駆除ボランティアの育成
- 緑化推進事業（アメシロ防除対策）
- 森林病虫害等防除事業（松くい虫防除など）
- 有害鳥獣対策事業
- 水と緑の森づくり事業
- いこいの森管理事業
- 造林事業
- 民有林整備育成事業
- 森林経営管理事業
- 国産材需要開発センター活用事業
- 市民農園活用事業
- かんがい排水事業
- ため池整備事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業

- 
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
 - 浄化槽設置整備事業
 - 公共下水道整備事業
 - 集落排水事業
 - 衛生センター運営事業
 - 休廃止鉱山坑廃水対策事業

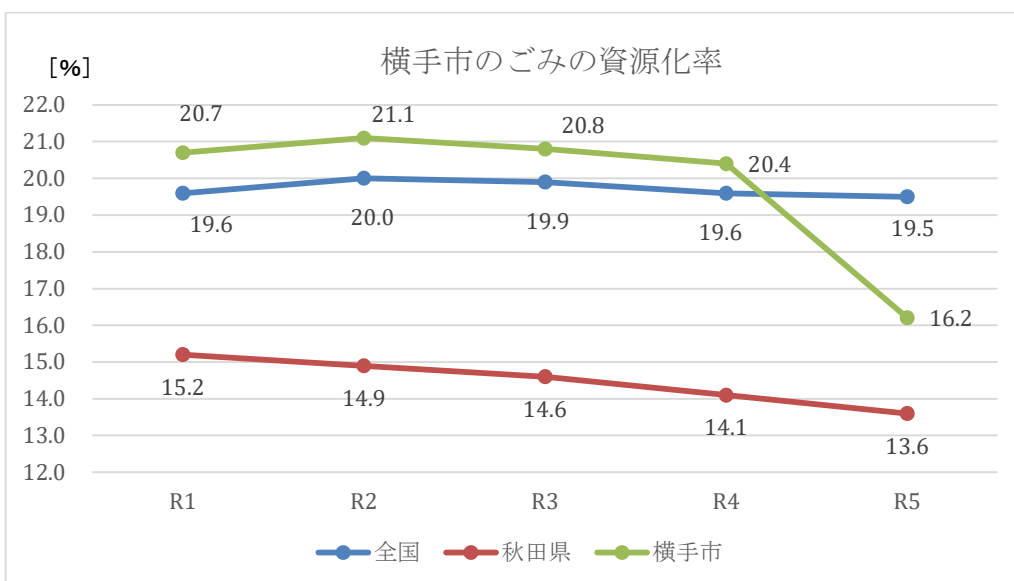
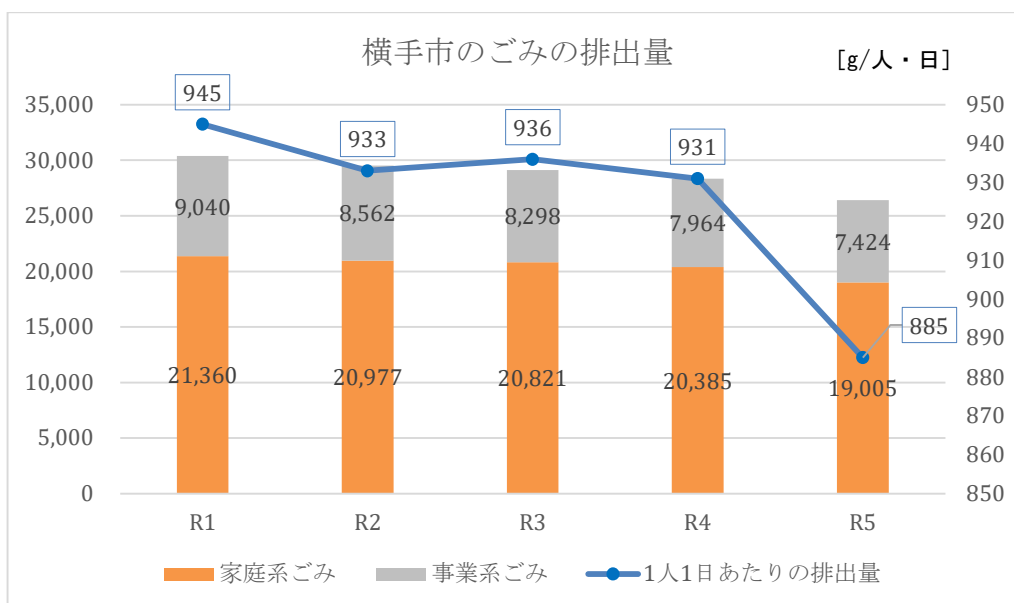
4-2 基本目標Ⅱ. 限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境にやさしいまち

4-2-1 現状と課題

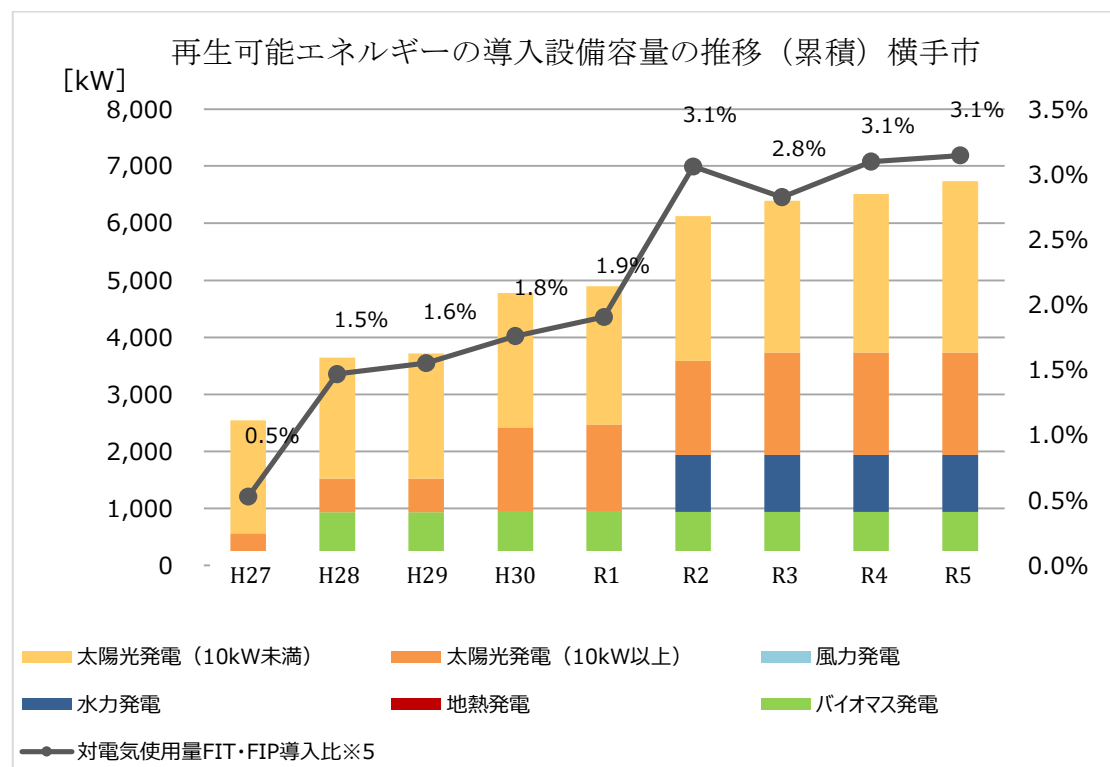
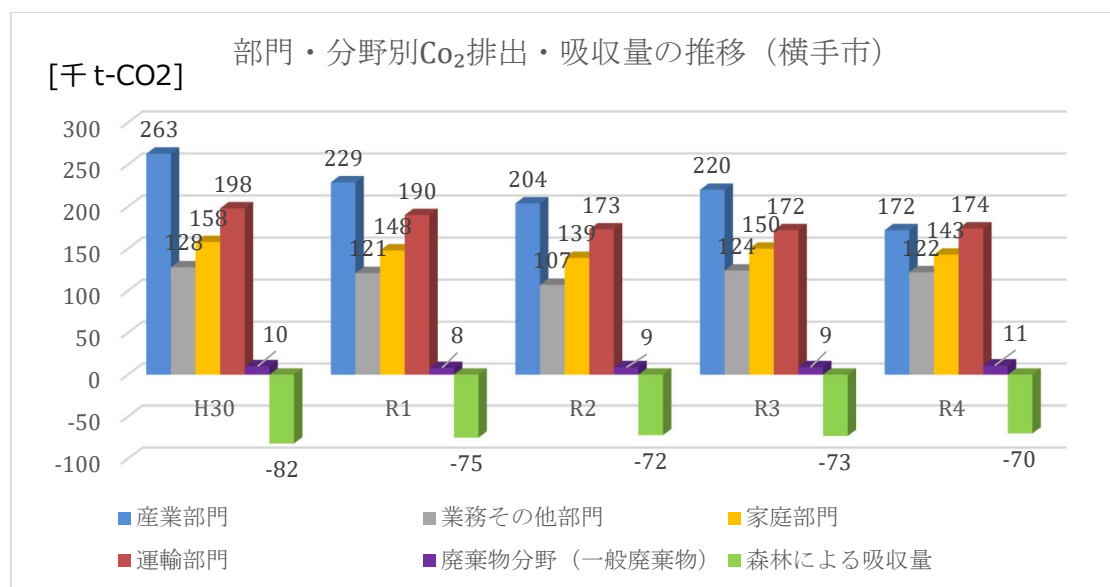
ごみの排出量（1人1日当たりのごみの排出量）は近年減少傾向にあります。

しかしながら資源化率は令和2年度以降増減を繰り返しており、資源化できる古紙やプラスチック製容器包装類を可燃系ごみとして排出しているケースが多いことが要因と考えられます。

廃棄物排出量の削減やリサイクルの推進、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進などが課題となっており、家庭ごみや事業系ごみの減量化や資源化率の向上、気候変動対策の推進が求められます。



これまで家庭で使用する化石燃料エネルギー（石油、石炭、天然ガス）を省エネルギー化するよう促進してきましたが、エネルギー消費の高い産業、運輸部門にも力を入れていく必要があります。本市から排出される二酸化炭素（Co₂）の総量は減少傾向にあるものの「カーボンニュートラル」に向けて、より一層省エネルギー化を促進するとともに、地域に即した再生可能エネルギーの利用促進を図っていく必要があります。



※5：区域の FIT・FIP 制度による再生可能エネルギーの発電電力量（の合計値）を区域の電気使用料で除した値

4-2-2 目指す姿

市民一人ひとりが、ごみの排出抑制と資源の有効活用を生活の基本とし、物を大切に
する文化を地域全体で育んでいます。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については極
力資源化を図るとともに、その後に排出された廃棄物については適正に処理しています。

さらに消費者との関わりにおいて、自らの消費や製品、包装物が廃棄物として排出さ
れる量の低減に努めています。

市民、事業者ともに5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペ
ア）や適正処理が定着しており、節電など省エネルギーを心がけた生活や事業活動が実
践されています。さらに、再生可能エネルギー技術の積極的な導入により化石燃料の消
費が抑えられ、温室効果ガス排出は減っています。

4-2-3 具体的な施策

- 家庭系ごみの減量：分別収集の徹底やごみ減量化キャンペーンなどを実施しま
す。
- 事業系ごみの減量：事業所への指導や支援を通じて、事業系ごみの減量化を促進
します。
- 資源化事業：集団資源回収の支援や新たなリサイクルシステムの導入を検討しま
す。
- ごみの収集運搬・適正処理の円滑な運用：「クリーンプラザよこて」を中心と
した効率的なごみ処理体制を維持します。
- 製品プラスチックの収集体制を整えるため、新たなペットボトル等処理施設を建
設します。
- 不法投棄や野外焼却などの不適正処理の防止：監視体制の強化や啓発活動を行
います。
- 気候変動化に関する知見の普及：気候変動に関する情報提供や学習機会を提供し
ます。
- 省資源・省エネルギーの推進：市民や事業者に対して、省エネ機器の導入支援や
省エネ行動の啓発を行います。
- 再生可能エネルギーの導入促進：太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの導入
を支援します。
- 一人当たりのごみ排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 温室効果ガス排出量の削減
- 再生可能エネルギー導入量の増加

4-2-4 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
ごみの総排出量	26,429 t	23,050 t

(指標のねらい) ごみの減量を促進します。

成果指標	現状値 (R5)	目標値
市民1人/1日あたりの家庭系ごみの排出量	636g/人・日	629g/人・日

(指標のねらい) ごみ減量に対する市民の意識向上を促進します。

成果指標	現状値 (R5)	目標値
ごみの資源化率	15.6%	24.0%

(指標のねらい) リサイクルに対する市民の意識向上を促進します。

成果指標	現状値 (R5)	目標値
市公共施設の温室効果ガス排出量	21,250 t-CO ₂	13,092 t-CO ₂

(指標のねらい) 率先して市職員が省エネルギーを推進します。

成果指標	現状値(R5)	目標値
電力の地産地消率	3.1%	7.19%

(指標のねらい) 地域の資源を活用し、生成した電力を地域で使用します。

4-2-5 関連計画

- 横手市一般廃棄物処理基本計画
- ごみ分別収集計画
- 横手市気候変動対策実行計画

4-2-6 主要事業

- 生ごみ処理容器等の購入補助
- 公共施設への再生可能エネルギー導入
- クリーンプラザよこて運営事業
- 最終処分場管理運営事業
- ペットボトル等処理施設管理事業
- 気候変動対策事業
- カーボン・オフセット地球温暖化対策事業
- 地域公共交通活性化事業（横手市循環バス）

4-3 基本目標Ⅲ. 安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち

4-3-1 現状と課題

良好な生活環境を維持するため、環境美化の推進、公害対策、都市環境・景観の保全などが重要です。ポイ捨て防止対策、騒音・振動対策、良好な景観形成などが課題となります。

公害対策については、自動車による道路騒音の測定、酸性雨及び酸性雪の測定、地下水及び湧水の検査、市民からの情報提供などにより、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、振動、騒音、悪臭など市民の公害の状況把握に努め、その結果をホームページや環境基本計画の進捗状況報告等で公開しています。

市内における典型7公害の発生状況（発生件数）

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	合 計
R2	27	-	-	3	-	9	-	39
R3	46	19	-	-	1	2	-	68
R4	26	11	-	5	-	3	-	45
R5	18	12	-	2	-	5	-	37
R6	15	14	-	-	-	9	-	38

降雨（雪）中の水素イオン濃度（pH）の推移

年 度	降雨期平均値	降雪期平均値	年平均値
R2	5.61	4.50	5.05
R3	5.87	5.13	5.50
R4	5.79	5.40	5.59
R5	5.10	5.23	5.16
R6	-	5.08	5.08

降雪期：1月中旬から2月中旬にかけて、一週間ごとに区分し計4週間分採取

身近な緑や水辺、良好な景観などは私たちの生活に潤いと安らぎを与え、心地よい生活を送るために欠かすことのできない要素です。

市内には多くの都市公園や農村公園があり、市民の安らぎの場になっています。また、歴史を感じる街並みなどの景観は将来に残していくべき市の財産です。

こうしたことから、公園の整備や適切な管理、景観の保全はすべての者が連携して推進する必要があります。

都市計画法・景観法等に基づく地区指定状況

地区名	名称	面積	決定年月日	保全対象
羽黒町・上内町地区	地区計画	約 13.6ha	S62.4.6	自然環境にめぐまれ、伝統的なたたずまいを有する住宅地を将来にわたって保全する。
	景観重点地区		H25.4.1	
朝日が丘地区	地区計画	約 1.0ha	S63.7.23	閑静な低層住宅地として良好な街並みの形成を図る。
増田地区	景観重点地区	約 46.6ha	H27.4.1	城下町の町割りを継承して形成された歴史的町並みについて、市民と市の協力によって保全する。
	伝統的建造物群保存地区	約 10.6ha	H25.7.1	

4-3-2 目指す姿

公共空間は美しく保たれ、誰もが気持ち良く過ごすことができることができる生活空間が創造されています。また、きれいな空気と水が維持され、化学物質による環境への影響が抑えられ、健康で安全・安心に生活できる環境が維持されています。

豊かな自然と歴史的資産を次世代へ継承するため、環境負荷を最小限に抑え、美しく持続可能な都市空間が維持されています。

4-3-3 具体的な施策

- 自主的行動の推進：地域住民や団体による清掃活動などの自主的な環境美化活動を支援します。
- 協働・連携の推進：関係機関や事業者と連携し、環境美化活動を推進します。
- 公園の整備及び適正な管理：市民が憩える公園緑地を整備し、適切に維持管理します。
- 景観の保全：地域の特性を活かした景観形成を推進します。

4-3-4 成果指標

成果指標	現状値（R5）	目標値
地域清掃活動への参加人数	14,000 人	増加
環境保全政策の充実に対する満足度	71.4%	増加

（指標のねらい）環境保全に対する市民の意識向上を促進します。

4-3-5 関連計画

- 横手市都市計画マスタープラン
- 横手市空家等対策計画
- 横手市景観計画

4-3-6 主要事業

- 公共施設市民サポーター制度
- 景観・屋外広告物対策事業
- 環境保全事業
- 環境美化推進事業
- 公害対策事業
- 老朽危険空家対策事業
- 都市公園管理事業
- 農村公園管理事業

4-4 基本目標Ⅳ. みんなでつくる人と環境にやさしいまち

4-4-1 現状と課題

市民の環境問題に対する知識や関心は高まり、5 Rの推進、公害防止、エネルギー使用の節減など様々な取り組みが実践されている一方で、日常的に欠かすことのできない自動車の使用や気候変動による冷暖房使用など、地域の特性で日々の暮らしを変えることが難しい側面もあります。

市民が日常の生活はもちろんのこと、広く地球環境や将来を担う世代に引き継ぐ問題として環境に関心を持ち、各種活動に積極的に参画するなど具体的に行動することが強く求められます。

このような意識を醸成するために、学校、事業所、自治会、家庭などにおける環境教育・学習を推進することにより市民一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、体験することが重要となります。また、質の高い環境教育・学習が行われるためには、すぐれた指導者を育成することも必要です。

4-4-2 目指す姿

市民一人ひとりがそれぞれの年代や立場に合った環境教育を受け、環境への負荷の少ない生活を理解して実践しており、環境保全活動を行う市民団体が活発に活動しています。

事業者は自ら環境学習を実践し、環境に配慮した事業活動が行われ、その内容が市民に広く知られています。さらに、地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域と一体となって環境を保全しています。

4-4-3 具体的な施策

- 環境教育・学習の充実：学校や地域における環境教育・学習を推進します。また市民向けのイベントを開催し環境意識の醸成に努めます。
- 環境保全に精通した人材の育成・活用：環境保全活動を担う人材の育成を支援します。

4-4-4 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
環境学習講座やイベントの参加者数	101 人	増加
環境保全活動への参加団体数	10 団体	増加

(指標のねらい) 環境保全活動を担う人材の育成を促進します。

4-4-5 関連計画

- 横手市教育ビジョン
- 横手市生涯学習推進計画

4-4-6 主要事業

- 環境に関する講演会やワークショップの開催
- 地域環境活動団体への支援
- 環境情報の発信強化（市ウェブサイト、YouTube、広報誌など）
- 自然体験型交流施設の運営

第5章 計画の推進体制

5-1 市の役割と責任

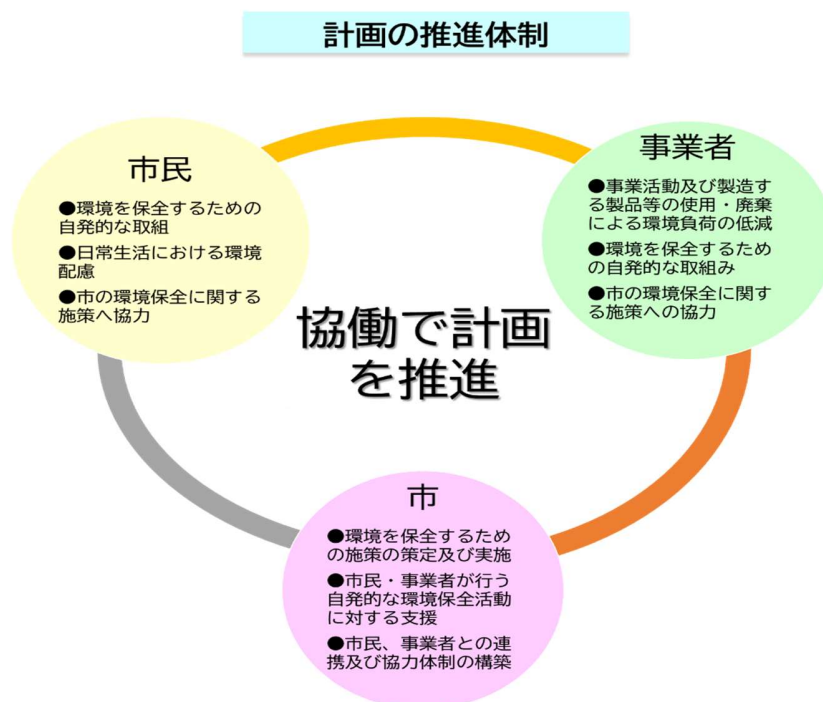
本計画の円滑な推進に向けて、関係部局が連携した体制を構築し、総合的な調整を行います。環境政策の企画立案、施策の実施、財源の確保、進捗状況の管理など、主体的な役割を担います。また、環境に関する情報を市民や事業者に対して積極的に提供するとともに、環境保全活動への参加を促進します。

5-2 市民・事業者との協働

環境保全は、行政だけでなく、市民一人ひとり、そして事業者の主体的な取り組みが不可欠です。「横手市環境美化推進員」や「エコライフ協力事業所等認定制度」などを通じて、市民や事業者との連携を強化し、協働による環境保全活動を推進します。市民に対しては、環境学習の機会提供や情報発信を通じて意識啓発を図り、事業者に対しては、環境負荷低減に向けた技術支援や情報提供を行います。市民アンケートなどを活用し、市民の意見を反映した施策展開も重要です。

5-3 情報共有と環境教育

本計画の推進には、市民、事業者、行政間の円滑な情報共有が不可欠です。市はウェブサイトや広報誌などを活用し、計画の内容や進捗状況、環境に関する様々な情報を提供します。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育をはじめ、市民全体を対象とした環境学習の機会を充実させ、「横手市教育ビジョン」や「横手市生涯学習推進計画」と連携しながら環境意識の向上を図ります。YouTube チャンネルなどの新たな情報発信ツールも活用し、効果的な情報発信に努めます。



第6章 計画の評価と見直し

6-1 モニタリング体制と指標

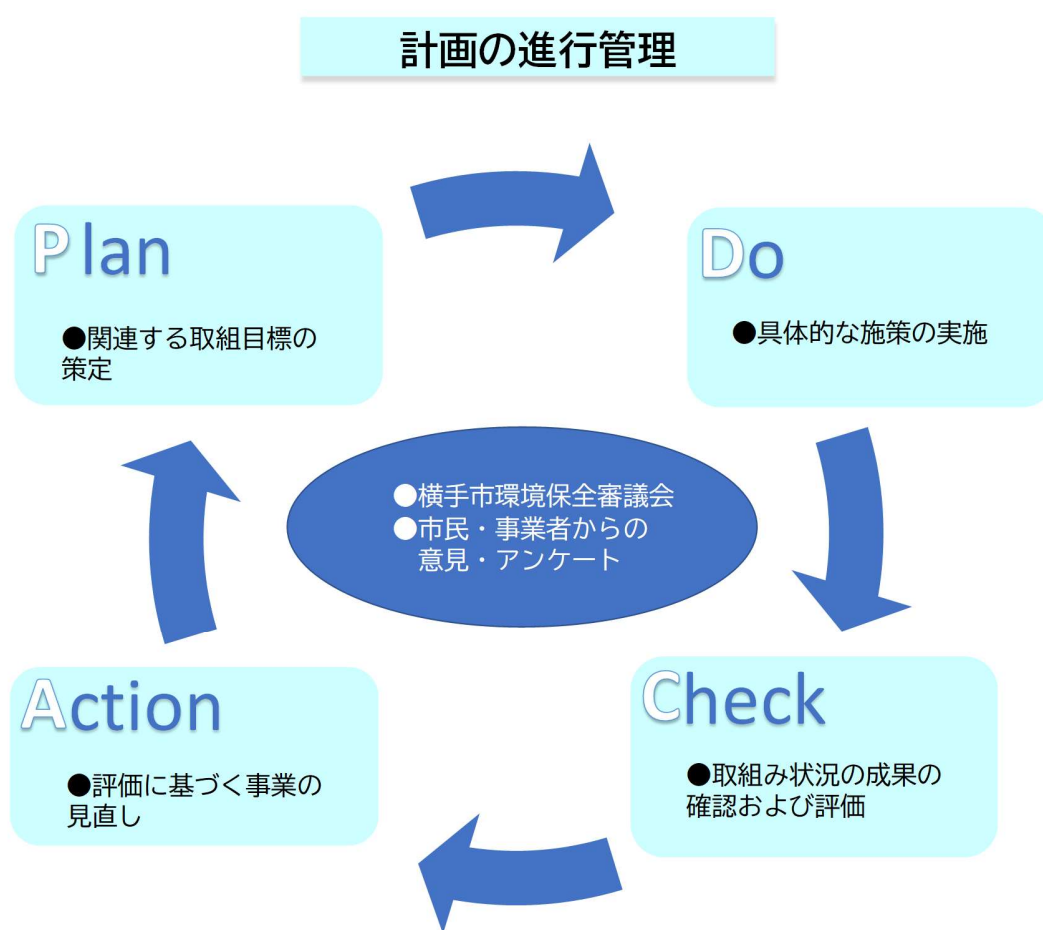
本計画の進捗状況を把握するため、各基本目標に設定された成果指標に基づき、定期的なモニタリングを実施します。モニタリングの結果は、横手市環境施策調整会議や横手市環境保全審議会に報告され、計画の着実な推進に活用されます。また、市の行政評価制度と連携し、事業の実施状況や効果を評価します。

6-2 評価プロセス

本計画の総合的な効果を評価するため、計画期間の中間年と最終年度に、市民、事業者、学識経験者等からなる横手市環境保全審議会などの意見を聴取し、客観的な評価を行います。評価結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

6-3 計画の見直しと改定

社会情勢の変化や科学的知見の進展、上位計画の改定などを踏まえ、本計画を定期的に見直し、必要に応じて改定を行います。計画の見直しにあたっては、市民や事業者の意見を反映させるための手続きを設けます。





第7章 豊かな環境を次世代に

横手市環境基本計画は、「人と自然にやさしい田園都市よこて」の実現に向けた長期的な指針となるものです。本計画に掲げられた目標を達成するためには、市民、事業者、そして行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協働していくことが不可欠です。本計画の推進を通じて、豊かな自然環境を未来世代に引き継ぎ、持続可能な社会の実現を目指します。

參考資料

1.横手市環境保全条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条・第8条)
- 第3章 行政の総合的調整(第9条・第10条)
- 第4章 環境保全審議会(第11条)
- 第5章 環境保全区域(第12条・第13条)
- 第6章 環境保全の励行(第14条～第19条)
- 第7章 環境配慮事業(第20条・第21条)
- 第8章 公害の防止(第22条～第28条)
- 第9章 環境保全協定(第29条・第30条)
- 第10章 表彰及び助成(第31条・第32条)
- 第11章 補則(第33条)
- 第12章 罰則(第34条)
- 附則

—第1章 総則—

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活に必要な環境を保全するために、環境の保全に関する施策の基本となる理念及び事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)環境の保全 人の健康又は生活環境に係る被害を防止し、良好な自然環境を確保するため自然と人間の活動との間に調和が保たれた環境を創造し、かつ、保全するこ

と。

(2)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な生活の確保に寄与するもの

(3)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

(4)公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、粉じん、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に被害が生ずること。

(5)特定工場 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項のばい煙発生施設並びに同条第10項及び第11項の規定による粉じん発生施設又は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項の特定施設を設置している工場又は事業所

(6)環境保全項目 環境の保全を図る上で、配慮しなければならない環境に係る項目であって、別表第1に掲げるもの

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人の活動が調和した環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを

目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全の見地から、その影響の低減に努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適切な保全に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、生産、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、公害を防止し、又は環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係わる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

—第2章 基本的施策—

（基本的施策）

第7条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策の有機的な連携を図りつつ、計画的に推進するものとする。

(1)産業による環境汚染の防止、自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止及び都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。

(2)生態系及び野生生物の種の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び再生を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3)市民が健康で安全に暮らせる、潤い及び安らぎのある雪国の都市空間の形成、利

用者にやさしい公共施設の整備並びに地域の歴史的文化的特性を活かした景観の形成を行うこと。

(4)廃棄物の減量及び適正処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用が図られる社会を構築すること。

(5)環境の保全を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が共同して取り組むことのできる社会を構築すること。

(6)市は、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する施策を推進すること。

(7)市民が人と環境とのかかわりについて理解及び認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。

2 市民は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造及び経済活動及び市民の生活行動様式の変革等を含め総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方法を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な

措置を講ずるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、横手市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

—第3章 行政の総合的調整—

(総合的調整)

第9条 市長は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、効率的かつ効果的に環境の保全に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(環境調査)

第10条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全に関する施策の状況等を明らかにするため、環境調査を定期的に行い、これを公表するものとする。

2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、横手市環境保全審議会の意見を聴いて作成するものとする。

—第4章 環境保全審議会—

(設置及び所掌事務)

第11条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に基づき、本市の環境の保全について審議するために横手市環境保全審

議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとともに、意見を述べることができる。

(1)環境基本計画に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

—第5章環境保全区域—

(環境保全区域の指定)

第12条 市長は、環境保全を推進する上で必要があると認めるときは、次に掲げる地域を環境保全区域として指定することができる。

(1)優れた自然環境が保全されている水辺及び森林区域

(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者、利害関係者及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項に定めるもののほか、環境保全区域の指定について必要な事項は、別に定める。

4 前2項の規定は環境保全区域の指定の

解除又は変更について準用する。

(環境保全区域内における行為の届出)

第13条 環境保全区域において、自然の動植物の採取又は除去、土地の形状の変更、建築物その他の工作物の設置又は変更をしようとする者は、当該行為の15日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為その他軽易な行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出による行為により、環境保全区域に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

—第6章 環境保全の励行—

(法令等の遵守)

第14条 市民及び事業者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく地区計画の決定、秋田県の景観を守る条例(平成5年秋田県条例第11号)、横手市景観条例(平成24年横手市条例第29号)その他これに類する環境及び景観に関する事項が定められた法令等を遵守しなければならない。

2 市長は、前項の法令等の遵守について、必要と認められるときは、関係各課と連絡調整を行い、市民及び事業者に適正な措置を採るべく助言を行うものとする。

3 市長は、第1項の法令等の遵守につい

て、継続的に調査を行い適正な措置を採るべく指導を行うものとする。

（環境保全の励行）

第15条 何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に空き缶、空き瓶、たばこの吸殻等のごみを捨ててはならない。

2 清涼飲料水及び酒類の自動販売機を設置する者は、必ず容器の回収容器を併設し、適正にこれを管理しなければならない。

3 何人も、屋外においてばい煙、ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物質で規則で定めるものを多量に燃焼してはならない。

ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理方法により環境を損なうおそれがない場合は、この限りでない。

4 農薬を使用する者又は農薬を取り扱う者は、地域住民の健康又は生活環境を損なうことのないように特に配慮しなければならない。

5 何人も、拡声放送を行うことにより周辺の生活環境の静穏を害することのないよう努めなければならない。

6 深夜等（午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。）において、飲食店営業を行う者及び利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

7 何人も、その所有するペットについて、周辺の生活環境を損なうことのないように十

分な管理をしなければならない。

（横手市環境監視員）

第16条 市長は、良好な環境の保全のために必要な監視、巡視、調査、指導及び啓発を行うため、横手市環境監視員（以下「監視員」という。）を置くことができる。

2 監視員は、巡視等において前条第1項に規定する行為及び状況を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（勧告及び命令）

第17条 市長は、第15条の違反者に対して、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、改善すべき旨を勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、市長は、これに従うよう、期限を定め、命ずることができる。

（公表）

第18条 命令を受けた者が正当な理由がなく命令に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

（横手市環境美化推進員）

第19条 市長は、環境行政の円滑な推進を図るため、横手市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員は、廃棄物の減量等並びに地域環境美化に関する市の施策への協力及び

その他の活動を行う。

—第7章 環境配慮事業—

(環境配慮事業及び事前協議)

第20条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業のうち、別表第2に定めるもので規則に定める事業(以下「環境配慮事業」という。)を実施しようとする者(以下「環境配慮事業者」という。)は、環境保全を図るために施設の計画策定時に市長と環境配慮計画について協議しなければならない。

2 環境配慮事業者は、環境配慮項目について、環境配慮計画書を策定しなければならない。

3 環境配慮事業者は、環境配慮計画を策定するに当たって、必要に応じて地域住民の意見を聴取しなければならない。

(改善の指示)

第21条 市長は、前条の規定による環境配慮計画が提出されたときに、必要な措置を講ずるように指示することができる。

—第8章 公害の防止—

(規制基準)

第22条 市長は、工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って生ずる公害を防止し、市民の健康又は生活環境を保持するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、当該事業活動を実施する者が遵守すべき必要な事項を定める。

2 市長は、別表第1に定める公害の発生を防止するため、事業者が遵守すべき規制基準を規則で定めることができる。

3 市長は、前項の規制基準を定めようとする場合及びこれを変更し、又は廃止しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(改善の指示及び改善命令等)

第23条 市長は、事業活動に伴って生ずる水質の汚濁等が規制基準に適合しないことにより、環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるときは、事業者に対し、期限を定めて防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を指示することができる。

2 市長は、前項の規定による指示を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、防止の方法を改善し、又は当該施設の使用の方法若しくは作業の方法の変更を命ずることができる。

(改善措置の届出)

第24条 前条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による命令を受けた者は、当該指示又は命令に従い措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(特定工場の事前協議)

第25条 特定工場を新設し、又は増設しようとする者は、施設の計画策定時において市長に協議しなければならない。

(苦情の処理)

第26条 市長は、市民から公害に関する苦情の申立てがあったときは、速やかに実情を調査し、関係機関と協力して適切に処理するように努めなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第27条 市長は、公害の防止に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備しなければならない。

(報告及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を工場等に立入検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

—第9章環境保全協定—

(締結)

第29条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる事業者等と環境保全協定を締結するものとする。

2 事業者等は、環境保全協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(締結項目)

第30条 市長は、環境保全協定を締結しようとするときは、事業者等と協議の上、環境

保全項目のうちから締結項目を決定する。

—第10章表彰及び助成—

(表彰)

第31条 市長は、横手市の環境保全に寄与し、又は優れた環境保全活動を行っている団体又は個人を表彰することができる。

2 市長は、前項の表彰を行う場合は、審議会の意見を聴くものとする。

(助成)

第32条 市長は、環境保全の推進のための活動を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内で当該行為に必要な経費の一部を助成することができる。

(1)環境保全区域内の環境保全のための植栽等の経費

(2)環境教育のための資料及び資材の購入経費

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要認めた事業経費

—第11章 補則—

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

—第12章 罰則—

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)第13条 第1項の規定による届出をしな

かった者

のとみなす。

(2)第17条 第2項の命令に従わなかった者

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。附則(平成24年12月12日条例第50号)この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(3)第20条 第2項の計画書を提出しなかった者

附則(平成28年3月18日条例第14号)

(4)第24条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(5)第29条の規定による協定の締結について協議に応じない者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成20年4月1日から施行し、同日前の環境美化推進員は、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年横手市条例第13号)の例による。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の横手市環境保全条例(平成8年横手市条例第9号)、雄物川町環境美化条例(平成10年雄物川町条例第16

号)、十文字町環境基本条例(平成15年十文字町条例第6号)又は十文字町環境保条例(平成16年十文字町条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたも

2.用語集

【アルファベット・英数字】

BEMS

Building Energy Management System (ビル・エネルギー管理システム)の略称である。業務用ビル等の建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのことをいう。

BOD

Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)の略称である。水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

CEV

Clean Energy Vehicle(クリーンエネルギー自動車)の略称である。走行時の二酸化炭素排出量が少ない自動車のことで、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等がある。

COP

Conference of the Parties (締約国会議)の略称である。環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。

気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

EV

Electric Vehicle (電気自動車)の略称である。バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のことをいう。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称である。

1988(昭和 63)年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

PPA モデル

Power Purchase Agreement(電力販売契約)モデルの略称である。電気を事業者に売る電力事業者(PPA 事業者)と、需要家(電力の使用者)との間で結ぶ電力販売契約のことをいう。需要家の敷地内の屋根や遊休地に太陽光発電設備を設置し、電力を自家消費するオンサイト PPA と、需要家の敷地外に太陽光発電設備を設置し、需要家に送電するオフサイト PPA がある。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称である。2001(平成 13)年に策定されたミレニアム開発目標であ

る。

(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益(マルチベネフィット)を目指すという特徴を持っている。

2030 アジェンダ

2015(平成27)年にニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで採択された成果文章を指す。正式名称は、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030 アジェンダ」である。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保全する、という目標のこと。これは効果的に自然の劣化を防ぐには、まず自然が適切に保全されている場所を一定面積以上、維持することが必要だという考え方に基づいています。

5R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce(リデュース:発生抑制)」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle

(リサイクル:資源化)」の3Rに「Refuse(リフューズ:発生回避)」と「Repair(リペア:修理)」を加えたものをいう。

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことである。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

エコチューニング

建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機械やシステムの適切な運用改善等を行うことである。

エコドライブ

車を運転するうえで簡単に実施できる環境対策のことを指し、二酸化炭素(CO₂)等の排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、タイヤの空気圧を適正に保つ等がある。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地球面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体のことである「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフ

ルオロカーボン類(HEC_S)、パーフルオロカーボン類(PEC_S)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

外来種

国内外の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のことで、ブラックバス等が知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。2015(平成27)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、国内外での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

外来生物

外来種のうち国外から人為的に持ち込まれて日本で生息・生育することになった生物種のことをいう。外来生物法によって、地域の生態系や人間の健康、農林水産業等に大きな被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあると認められる外来生物が「特定外来生物」として指定されており、特定外来生物は、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されている。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温

室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いて「実質ゼロ」を達成することをいう。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として国が定めるものをいう。

この基準は、公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定められるもので、「ここまでは汚染してもよい、これを超えると直ちに被害が生じる」といった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである。2018(平成30)年閣議決定された『第五次環境基本計画』は、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画である。

SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととし

ている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めるものとして 1993(平成5)年に制定された法律である。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育のことをいう。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動

車の排気ガス等、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組みである。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検・評価(Check)、見直し(Action)を行うもので、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018(平成 30)年に制定された法律である。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約で、1992(平成 4)年 5 月に国連総会で採択され、1994(平成 6)年 3 月

に発効した。温室効果ガスの排出・吸収の
目録、温暖化対策の国別計画の策定等を
締約国の義務としている。

クーリングシェルター

地域における熱中症対策の促進を目的とし
て、極端な高温時に暑さから避けるために、
自治体が指定する公共施設やショッピング
センター等の民間施設の冷房が効いた施設
をいう。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外
線を受けて光化学反応を起こし生成される
二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチ
ルナイトレート等の酸化性物質の総称であ
る。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日
には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大
気中に停滞し、遠くがかすんで見えるよう
になる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが
発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦
しくなったりする。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制
度)再生可能エネルギーにより発電された
電気の買取価格を法令で定める制度で、主
に再生可能エネルギーの普及拡大を目的と
している。再生可能エネルギー発電事業者
は、発電した電気を電力会社等に、一定の
価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続し
て利用できるエネルギーの総称である。太

陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地
熱、大気中の熱、その他の自然界に存在す
る熱等、一度利用しても比較的短期間に再
生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化
炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)
地球環境への負荷が少ないエネルギーとさ
れている。

循環型社会

天然資源の消費量を抑えて、環境負荷をで
きるだけ減らした社会のことをいう。従来の
「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に
代わり、今後目指すべき社会像として、
2000(平成12)年に制定された循環型社
会形成推進基本法で定義されている。

循環経済

資源や製品を経済活動の様々な段階(生
産・消費・廃棄等)で循環させることで、資源
やエネルギーの消費や廃棄物発生を抑えな
がら、その循環の中で付加価値を生み出す
ことによって、経済成長と環境負荷低減を
両立するための国際的かつ協調的取り組
みのことをいう。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく
効率的に利用し、エネルギー消費量を節約
することをいう。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残し等、
本来食べられるのに廃棄されている食品の
ことをいう。日本国内における「食品ロス」に
よる廃棄量は、2019(令和元)年で約570
万t発生しているとされており、日本人1人

当たりに換算すると、約 113g(お茶碗軽く一杯分)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患(COVID-19)である。2019(令和元)年に発生し、世界的流行(パンデミック)をもたらした。

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのことをいう。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川等のひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物等のあらゆる生物と、水、空気、土壌等の非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベル等で多くの生きものの種が存在することをいう。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を

明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律であり、2008(平成 20)年に制定された。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のことをいう。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」になる社会のことをいう。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、その第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。1998(平成10)年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としている。

電力排出係数(CO₂ 排出係数)

電力会社が電力を作り出す際に、どれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかを示す指標である。電力使用量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素を算出することができる。

特定外来生物

2004(平成16)年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来生物の中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等が規制される。

【な行】

ネイチャーポジティブ(自然再興)

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることをいう。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料等を作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できる。

パリ協定

「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定であり、2015(平成27)年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」こと等が盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象のことをいう。

都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルト等に覆われているために夜間に気温が下がらないことにより発生する。

フードドライブ

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を集めて、フードバンクや福祉団体に寄付する活動のことをいう。

プラスチック資源循環促進法

プラスチック製品の設計からリサイクルまでのライフサイクル全般に関わる事業者、自治体、消費者が相互に連携し、プラスチックの排出抑制、資源循環に取り組むことを目的に制定された法律(令和3年法律第60号)

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為のことをいう。

【や行】

ヤード

周囲が鉄壁等で囲まれた作業場等であって、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設のことをいう。

【ら行】

リサイクル(資源化)

廃棄物等を「原材料」として再利用することをいう。

リデュース(発生抑制)

廃棄物の発生自体を抑制することをいう。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売

リフューズ(発生回避)

ごみとなるようなものをもらわない、断ることで廃棄物の発生を回避することをいう。マイバッグやマイボトルの持参により、レジ袋や飲料容器をもらわない行動等が該当する。

リユース(再使用)

使用済みの製品を捨てずに繰り返し使うことをいう。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをいう。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリスト(環境省レッドリスト)としてまとめている。

発行 横手市

編集 横手市市民福祉部生活環境課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

TEL 0182-35-2184 FAX 0182-33-7838

URL <https://www.city.yokote.lg.jp>

Email kankyo@city.yokote.lg.jp